

② 【RUNABOUT GP】 PRO RUNABOUT GP

ROP.1 ランナバウト GP クラスコンペディション

- ・ 本クラスは、高度な技術と技量を競技し競うことを目的とする。
- ・ 本クラスで競技する船体は、以下の仕様に適合していなければならない。
- ・ YAMAHA、KAWASAKI、SEA-DOO の外観と極めて酷似した形状のトップデッキで構成された、ライトウェイト化船体の使用を許可する。
- ・ 上記船体にエンジン（Kawasaki 1500cc、SEA-DOO 1600cc、YAMAHA 1800cc をベースエンジンとし、最大 2000cc まで）を選択し搭載すること。
- ・ **船体形状と搭載エンジン（メーカー）が一致していなくてもよい**。ただし、IJSBA により承認された機種に限る。
- ・ 最大排気量は 2000cc 以下とする。
- ・ 注：オープンクラスルールは、クラス名が[GP]や[グランプリ]と呼称される場合にも適用される。
- ・ **重量：249.476kg（550 ポンド）**以上とする。
- ・ **クローズドレース使用艇：**
 - * 船体の長さは **354cm（139in）** 以下とする。
 - * 船体の幅は **96.5cm（38in）** 以上、**127cm（50in）** 以下とする。
- ・ **耐久・オフショアタイプレース使用艇：**
 - * 船体の長さは **394.0cm（156in）** 以下とする。
 - * 船体の幅は **96.5cm（38in）** 以上とする。

ROP.1.1 一般規定：

- ・ すべての水上艇は、規則で代替や変更が許可されている場合を除き、ストック状態（ノーマル、純正装備状態、無加工）を維持しなければならない。
- ・ ルールブックおよびレギュレーションに記載のない変更、または改造を禁ずる。
※変更または改造に関する疑義は、競技使用前に JJSA へ問い合わせること。事前確認なく大会に参加した場合はペナルティの対象とする。
- ・ いかなる場合においても水面上へのオイル流出を禁ずる（違反時はペナルティレッド）
- ・ 船体識別番号は、製造元が提供した状態のまま表示されなければならない。**船体識別番号の使い回しを禁ずる（法律違反となるため）**
- ・ **使用艇は不沈性能を維持しなければならない（違反時はペナルティレッドの対象とする）** 浮力体の無い艇体や不十分な艇体は出場を認めない。

ROP.1.2 部品の互換性：

- ・ 当該機種の純正部品は、同モデルの純正部品へのアップデートおよびバックデートを許可する。
- ・ 部品の互換性はボルトオンで装着可能なものとし、規則で代替や修正が認められている場合を除き、取り付けに際して当該部品や他の部品に改造を加えてはならない。

ROP.1.3 サウンドレベル：

- ・ 騒音レベルは、15m の距離において 86dB(a)を超えてはならない。
- ・ レース中においても騒音レベルの計測を実施する場合がある。
- ・ 騒音レベルが超過していると判断した場合は、走行テストおよび計測を要求する。その際のチーム員またはメカニックの立ち合いは 1 名までとする。
- ・ 騒音超過が確認された場合はペナルティの対象とする（規定値内に収まらない限り出場不可）
- ・ エンジン始動時、水中以外ではサイレンサーの使用を義務付ける（詳細は関連ルールを参照）

ROP.1.4 燃料：

- ・ 使用燃料は、許可された基準を満たすガソリンでなければならない（有鉛ガソリン禁止）

ROP.2 船体**ROP.2.1 曳航ループ：**

- ・ 曳航ループは太さ **3mm** 以上の金属製（ワイヤー製）を使用しなければならない。
- ・ 取り付けるワイヤーの直径は **10cm** 以上のループ状としなければならない。
- ・ 曳航中にループが切断した等の場合は、レッドカード（当該ヒート失格）とする。
- ・ 船体の平面から突出している牽引フックは取り外さなければならない。
 ※曳航ループのワイヤー製義務化は、救助およびコース外曳航を速やかに行うための措置である。
 ワイヤーのささくれ放置やバンパー裏への過度な収納など、迅速な作業を妨げる状態にしてはならない。

ROP.2.2 船体の改造・変更：

- ・ 社外品の使用を許可する（ただし、日本国内においては JCI の検査を通過する状態であること）
- ・ アッパーデッキは純正品の基本形状に類似していなければならない。
- ・ 燃料キャップの位置を、純正取り付け位置から変更してはならない。
- ・ 排気出口位置は、船体ボンドラインより下方かつ後方への移設を許可する。ただし、出口位置が船体最後端（リヤバンパーまたはボンドライン位置）を超えて突出してはならない。
- ・ 使用艇は不沈性能を維持しなければならない（違反時はペナルティレッド）浮力体の無い艇体や不十分な艇体は出場を認めない。

ROP.2.3 スポンソン：

- ・ 最大 2 つのスポンソン装備を許可する。
- ・ 純正スポンソンは、改造、変更、取り外し、または社外品の使用を許可する。
- ・ 各スポンソンの全長は **91.45cm (36.00in)** を超えてはならない。
- ・ スポンソンは、水平面測定においてハル側面から **100mm** を超えて突出してはならない。
- ・ スポンソンの下垂直フィン（羽）は、ベースから下方向へ **63.5mm** を超えてはならない。
- ・ スポンソンのいかなる部分も、ハル側面と底面が交差する点より **38mm (1.5in)** 以上下方に突出してはならない（この場合の底面とは、船底面から一旦立ち上がる面（側面 45° 以上）が現れるまでの範囲を指す）但しベースに付随する羽状部分は前述の通り下方 **63.5mm** を超えてはならない。
- ・ スポンソンのカウント方法は以下の通りとする。
 - 一体物は 1 つ、分割物はそれぞれ 1 つとしてカウントする。
 - スポンソンベースに羽・フィン状の物が溶接等で分割不可能な一体型となっている場合はスポンソンベースとみなし、独立した 1 つとはカウントしない。ただし、ベースに付随する羽状部分は下方 63.5mm の規定を超えてはならない。
 - 羽・フィン状の物を取り付けずベースのみを使用する場合も 1 つとしてカウントする。
- ・ スポンソン外側に突出するネジは、なべ型またはトラス型を使用しなければならない（埋め込みの場合は除く）ワッシャー自体にスミージング性能がある場合は、取り付け前に JISA へ確認すること。
- ・ 社外品または改造されたスポンソン（羽部分）の厚さは **6mm** 以上でなければならない。
- ・ 危険防止のため、前縁には丸みを付けなければならない。
- ・ ハルの滑走面にスポンソンを取り付けてはならない。設置のためのボルト穴部をスミージング目的で掘り込むことによる厚さ不足に注意すること。
- ・ フィン、ラダー、スケグ等の危険を引き起こす付属物は取り付けなければならない。

- ・ ボンドフランジ内側への取り付けを許可するが、スポンソンのいかなる部分もボンドフランジ（バンパーを取り外した状態）下部から **38mm** を超えてはならず、かつ水平面測定時にボンドフランジの外側にはみ出してはならない。内側のスポンソン（羽）も厚さ **6mm** 以上を維持すること。
- ・ スポンソンは危険が生じない限りボンドラインの内側に取り付け、ボンドライン上の凹部に至る形状での作成を許可する

※特殊形状等、審議の可能性のあるものは事前に JJSA へ問い合わせること。テクニカルディレクターおよびレースディレクターの決定・修正を最終とする。

ROP.2.4 インテークゲート/スコープゲート：

- ・ ゲートの改造または社外品の使用を許可する。
- ・ ゲートの取り外しを禁ずる。最低 1 本のバーが駆動軸と平行となるタイプを使用しなければならない（脱落時はペナルティの対象とする）
- ・ ゲートは、ポンプ吸入口の平面より下方に 12mm を超えて突出してはならない。
- ・ 全縁は、危険防止のために丸みを帯びていなければならない。

ROP.2.5 ライドプレート：

- ・ ライドプレート（ポンプカバープレート）の改造または社外品の使用を許可する。
- ・ 後部の延長を許可するが、純正プレートの幅を超えてはならない（後方への延長は **100mm** までとする）
- ・ ポンプカバープレートは純正品の後端より **177.8mm** 以上延長してはならない。
- ・ エクステンション側面は危険が生じないように丸みを帯びていなければならない。
- ・ フィン、ラダー、スケグ等の危険を引き起こす付属物は取り付けてはならない。

ROP.2.6 トリムプレート：

- ・ 社外品のトリムプレートの使用を許可する。危険が生じない限り、材質の指定は行わない（プラスチック、アルミニウム等）

ROP.2.7 バンパー：

- ・ 危険が生じない限り、交換用バンパーの使用を許可する。
- ・ 船首から船尾までの全周は、非金属かつ柔軟な素材（ゴム、プラスチック等）のバンパーで覆われていなければならない。
- ・ 純正品の寸法を基準とし、バンパーとしての性能を維持できる純正相当品を使用すること（フロントバンパーは純正相当の厚さ、サイドおよびリアバンパーは 5mm～20mm とする）。ただし、メーカーや機種にバンパーの設定が存在しない場合は、最低限船首が覆われていなければならない。
- ・ バンパーはネジ（なべ形状、トラス形状）、リベット等を用いて完全に固定しなければならない。
- ・ 鋭利な状態や引っかかりのある状態での使用を禁ずる。
- ・ バンパーの素材は、YAMAHA、KAWASAKI、SEA-DOO で使用されているプラスチック製と同等以上の柔軟性を有する素材でなければならない。

注) FRP やカーボン は船体の硬度と変わらないため、船体の一部とみなす。この場合はデッキマツトのようなスポンジ質またはゴム質の素材で覆う必要がある。

- ・ バンパーを固定する金属製のネジやリベット等は、バンパー表面を超えて突出してはならない。
- ・ YAMAHA、KAWASAKI、SEA-DOO の純正バンパーはそのまま使用可能とする。社外品バンパーを使用する際、縦型フィン形状を含む形状での制作はスポンソン効果とみなし、形状変更または交換を指示する場合がある。社外品の出幅は本体全幅から **5mm～20mm** までとする。

ROP.2.8 ディフレクター：

- ・ 危険が生じない限り、柔軟なスプレーディフレクターをハルサイドまたはボンドフランジ内側に取
り付けることを許可する。

ROP.2.9 ステアリング/コントロール：

- ・ ハンドルバー、スロットル、スロットルケーブルおよびグリップは、改造または社外品の使用を許
可する。**バーエンドの最先端はグリップでなければならない。**
- ・ ハンドルバーカバーの改造または取り外しを許可する。
- ・ 社外品のスイッチおよびスイッチハウジングの使用を許可する。
- ・ **ランヤードによるエンジンストップ機能は必ず装備しなければならない。**
- ・ ステアリングシャフト、ステアリングシャフトホルダー、およびハンドルホルダーは社外品の使用
を許可する。
- ・ ハンドルバーは、取り付けブラケットにパッドを装着するか、クロスバーがある場合はクロスバー
にパッドを装着しなければならない。
- ・ ステアリングレシオを変更するためのクイックターンステアリングへの改造を許可する。
- ・ 社外品のステアリングケーブルの使用を許可する。
- ・ ハンドルマウントおよび取り付けブラケットは、変更または社外品の使用を許可する。
- ・ ハンドルマウント取り付け部分の補強を許可する。

ROP.2.10 シートアセンブリ：

- ・ シートアセンブリは社外品の使用を許可する。**安全上の問題を引き起こす改造は許可しない。**
- ・ ライダーの脚を包み込む形状はすべて柔らかく柔軟な素材で作られていなければならない。ライダー
の各脚の**50%**を超えて覆ってはならない。
- ・ シートカバーの変更を許可する。
- ・ 座席の高さ変更を許可する。ただし、背もたれ部の高さは座面から**18cm**を超えて上げてはならない。

ROP.2.11 外装・仕上げ：

- ・ パッドやマットキットの追加、およびカスタムペイントを許可する。
- ・ ボンドフランジより上方の船体外側にある金属部分の表面仕上げについて、研磨、ショットピーニ
ング、および塗装を許可する。

ROP.2.12 ビルジシステム：

- ・ 危険を引き起こさない社外品のビルジ排出システムの取り付けを許可する。
- ・ **船体内に油分が多く残る可能性がある場合は、すべてのビルジシステムを停止しなければならない
(船体外への油分流出はペナルティレッドの対象とする。エンジンプロー等の想定外の事態であっ
ても、本規則違反は絶対的に不可とする)**

ROP.2.13 浮力体：

- ・ エンジンルームの浮力体は、取り外し、改造、または社外品への交換を許可する。
- ・ **ただし不沈性能は維持されなければならない。浮力体の無い艇体や不十分な艇体は出場を認めない。**

ROP.2.14 バラスト/ウェイト：

- ・ 危険が生じない限り、船体内にバラストを追加することができる。ただし、水やその他の液体等の
使用は許可しない。

ROP.2.15 リバースシステム：

- ・ 純正装備のブレーキ装置は、安全上の理由から無効化しなければならない。
- ・ リバースバケットは取り外して無効化するか、リバース機能を停止して無効化しなければならない（逆行機能を無効にする改造も、危険性がなければ許可する。SEA-DOO 艇の場合、リバースレバーの取り外しによるバック/ブレーキ機能の停止も可とする）
- ・ ゲートイン時等にリバースを使用した場合、ペナルティの対象となる場合がある。

ROP.2.16 その他：

- ・ フードは改造または社外品の使用を許可する（カバー、カウリングも社外品可）
- ・ ハンドル、ドロップイン式収納バケット、ボルトオン式ミラー、ゲージの変更を許可する。
- ・ アフターマーケット品であっても、危険が生じなければ取り外しを許可する。

ROP.3 エンジン —4ストローク**ROP.3.1 エンジン規定：**

- ・ ベースとなるエンジンは、現在までに発表された KAWASAKI、YAMAHA、SEA-DOO の PWC に搭載された 4 ストロークエンジンでなければならない（IJSBA 承認エンジン）
- ・ **船体形状と一致する PWC メーカーのエンジンを搭載しなくてもよい。**
- ・ エンジン排気量はクラス指定の上限を超えてはならない（Kawasaki 1500cc、SEA-DOO 1600cc、YAMAHA 1800cc をベースエンジンとし、最大 2000cc までとする）。

ROP.3.2 シリンダーヘッド：

- ・ エンジン内部のオイル経路および水経路の改造、加工を許可する。
- ・ エンジンブロックに合致したオリジナル鋳造シリンダーヘッドを使用しなければならない。
- ・ シリンダーヘッドまたはシリンダーのヘッドガスケットの改造、加工を許可する。
- ・ 吸気ランナーおよび排気ランナーの改造を許可する。
- ・ 吸気ポートおよび排気ポートの形状変更、加工、改造を許可する。
- ・ 吸気バルブと排気バルブの数は、搭載エンジンの純正本数と同一でなければならない。

ROP.3.3 バルブトレイン：

- ・ 社外品バルブトレインは、純正状態の作動方法を維持しなければならない（例：カムシャフト作動をソレノイド作動へ変更することは不可とする）
- ・ バルブは社外品のシムによる調整を許可する。
- ・ バルブスプリング、カムシャフトは、改造または社外品の使用を許可する。
- ・ カムタイミングの変更を許可する。
- ・ カムギヤ、テンショナー、チェーン、またはベルトは、改造または社外品の使用を許可する。

ROP.3.4 クランクシャフト：

- ・ エンジンのボアアップを許可する。
- ・ クランクシャフトの総重量は、純正重量の±5%以内でなければならない。
- ・ 元の寸法を維持する限りにおいて、ベアリングまたはベアリングシェルを交換を許可する。
- ・ 社外品のコンロッドの使用を許可する。
- ・ 排気量制限を厳守する限りにおいて、ストロークの変更を許可する。

ROP.3.5 エンジンバルancer：

- ・ エンジンバランスアセンブリ（バルancerシャフト）は、改造、社外品の使用、または取り外しを許可する。

ROP.3.6 エキゾーストシステム：

- ・ EX マニフォールド、接続パイプ、ホース、マフラー等は、改造または社外品の使用を許可する。
- ・ 排気口はボンドフランジより下方かつ後方に位置しなければならない。
- ・ 排気口パーツはボンドフランジより後方へ突出してはならない。

ROP.3.7 クーリング：

- ・ エンジン、インタークーラー、オイルクーラーの水冷システムは、改造または社外品の使用を許可する。
- ・ 冷却ラインおよびウォーターバイパスフィッティングは、社外品への変更や追加を許可する。
- ・ 全てのバイパスノズルおよびフィッティングは、他競技者への危険を避けるため、下向きまたは後方へ向けなければならない。
- ・ ポンプの給水口カバーおよびウォーターストレーナー（フィルター）は、変更または社外品の使用を許可する。
- ・ 冷却システム全体で使用されるバルブ（サーモスタット、プレッシャーレギュレーター等）は、固定式または自動式でなければならない。
- ・ 冷却システムフラッシュキットの使用を許可する。

ROP.3.8 フューエルポンプ・タンク：

- ・ 燃料ポンプは、危険が生じない限り改造または社外品の使用を許可する。
- ・ 燃料圧力レギュレーターは、安全上の目的において改造または社外品の使用を許可する。
- ・ 燃料リターンラインは、タンクを改造することなく燃料ポンプへ取り付けなければならない。レースディレクターまたはテクニカルディレクターは、安全に使用できる燃料リターンラインが適切に設置されているかについて、最終的な裁量権を有する。
- ・ タンク内へのバッフルの追加を許可する。
- ・ 社外品の燃料タンクは、純正燃料タンクの強度および安全基準と同等以上を満たし、かつ検査機構の承認を受けなければならない。
- ・ 燃料の給油口は、元となる船体形状の給油口位置と同じ箇所にしなければならない。
- ・ 燃料フィルターから燃料タンクまでのホースは**継ぎ目のない1本もの**でなければならない。
- ・ フューエルインジェクターは改造または社外品の使用を許可する。

ROP.3.9 バルブカバー：

- ・ バルブカバーは、外観向上または軽量化の目的に限り社外品の使用を許可する。

ROP.3.10 キャッチタンク等：

- ・ キャッチタンクの追加を許可する（元々キャッチタンクが装備されていない機種への取り付けも可とする）
- ・ ブローバイガスは耐熱・耐油ホースを用いてインテーク側へ戻すか、閉じること。または、フィルターを取り付けて大気開放することを許可する。**ただし、船体外へ油分流出の可能性のある場合は、ワンウェイドレンやビルジシステムを封鎖しなければならない。**
- ・ 社外品ホースを使用する場合は、耐熱性および耐油性を有するものを使用すること。

ROP.3.11 ターボ・スーパーチャージャー：

- ・ 社外品のターボチャージャーおよびスーパーチャージャーの使用を許可する。
- ・ ターボチャージャーハウジングは、常にフル循環式のウォータージャケットタイプでなければならない。
- ・ 全てのホース、パイプは改造または社外品の使用を許可する。

- ・ ブーストセンサーは改造または社外品の使用を許可する。

ROP.3.12 インタークーラー：

- ・ インタークーラーは改造または社外品の使用を許可する。

ROP.3.13 ブローオフバルブ：

- ・ ブローオフバルブは改造または社外品の使用を許可する。

ROP.3.14：

- ・ 社外品のスターターモーター、ベンディックス、およびエンジンマウントの使用を許可する。

ROP.3.15：

- ・ エンジン外部への外観向上のためのメッキ、研磨、塗装を許可する。

ROP.5 空気/燃料供給 — 4 ストローク

ROP.5.1 燃料系統：

- ・ 燃料システム全体をクローズドシステムとしなければならない。
- ・ エンジンの作動状況にかかわらず、いかなる状況においても燃料を漏洩してはならない（**船体外流出はペナルティレッドの対象とする**）
- ・ 燃料ホースは、SAE J30R9 認定または日本の耐圧規格を満たす**高圧燃料ホース**を使用しなければならない。
- ・ 高圧燃料ラインに使用される燃料フィルターは金属製でなければならない。
- ・ 高圧燃料ラインのホースクランプは、**純正品または圧着絞めタイプ**を使用しなければならない。ナイロンタイラップまたは標準ネジ式クランプの使用を禁ずる。
- ・ 燃料ポンプおよびフューエルインジェクターは社外品の使用を許可する。

ROP.5.2 吸気系：

- ・ インテークマニフォールドおよびスロットルボディは改造または社外品の使用を許可する。
- ・ スロットルボディの最大装着数は搭載エンジンの気筒数までとする。

ROP.5.3 フレームアレスター：

- ・ USCG UL-1111 または SAE J-1928 マリンバックファイア火災防止装置テスト基準を満たす火災防止装置（フレームアレスター）を設置しなければならない。
- ・ エアフローセンサーが装備されていない場合は、フレームアレスターとスロットルボディ間のダクト変更、またはフレームアレスターとエアフローセンサー間のダクトへの社外品取り付けを許可する。エアフローセンサー下流のエアフロー変更は許可しない。
- ・ フレームアレスターの改造を許可する（**日本国内ルール。海外レースでは違反となるため注意すること**）ただし、純正同等のフレームアレスターを装備すること。
- ・ ブローバイホースの取り付けに伴う、パイプやフィッティング等の改造を許可する（**※海外レースでは不可**）
- ・ ブローバイガスは耐熱・耐油ホースを用いてインテーク側へ戻すか、閉じること。または、フィルターを取り付けて大気開放することを許可する。**ただし、船体外へ油分流出の可能性のある場合は、ワンウェイドレンやビルジシステムを封鎖しなければならない。**
- ・ 社外品ホースを使用する場合は、耐熱性および耐油性を有するものを使用すること。
- ・ フレームアレスターへの水吸入防止を目的とした、耐油・耐火・耐熱性のフィルターまたはカバーの取り付けを許可する。
- ・

ROP.6 イグニッション/エレクトロニクスー4ストローク

ROP.6.1 バッテリー：

- ・ バッテリーの社外品への交換を許可する。ただし、バッテリーボックス内に収まり、完全に固定されていなければならない。
- ・ 検査機構において水上オートバイへのリチウムイオンバッテリーの使用が禁じられているため、当競技においても使用不可とする（日本国内ルール。海外戦については要問合せ）。

ROP.6.2 ECU/ECM：

- ・ ECU/ECM は、改造または社外品の使用を許可する。
- ・ センサー（排気ガス温度センサー、爆破センサー等）の追加を許可する。
- ・ エンジン温度センサーの無効化を許可する。
- ・ エンジンハーネス等は社外品の使用を許可する。

ROP.6.3 点火タイミング：

- ・ イグニッショントリガー取り付けプレートをスロットで固定することにより、点火タイミングの変更を許可する。アダプタープレートは、イグニッショントリガーを再配置する目的に限り使用を許可する。

ROP.7 ドライブライン

ROP.7.1 ポンプ・インペラー：

- ・ インペラー、インペラーハウジング、ステーターベーンアセンブリ、ポンプ取り付け板、およびポンプシューは、改造または社外品の使用を許可する。
- ・ ポンプノズルおよびステアリングノズルは、改造または社外品の使用を許可する。
- ・ ポンプおよびノズル全体の全長は、純正品の長さから最大 **50.00mm（1.97 インチ）** までの延長を許可する。
- ・ 社外品のノズルトリムシステムの使用を許可する。
- ・ 追加の冷却フィッティングの取り付けを許可する。
- ・ 可視性スパウトは、取り外すか機能を停止させなければならない。
- ・ ポンプ入口のシール目的でのシリコーン接着シーラントの使用を許可する。

ROP.7.2

カプラー、ベアリングハウジング、およびドライブシャフトは、エンジンとポンプ間の駆動比が 1:1 である場合に限り、改造または社外品の使用を許可する。

補足事項：

GP / OPEN クラスは改造の許容範囲が広いため、規定に疑わしい点がある場合は事前に JJSA まで相談すること。